

山梨県公報

第千四百二十七号

平成十五年

十月三十日

木曜日

目次

鳥獣保護区の指定	六八一
休猟区の指定	六八四
銃猟禁止区域の指定	六八六
保安林の指定の解除の予定	六八九
腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定の解除	六八九
道路の区域変更	六八九
公告	
一般競争入札について	六八九
貸金業の登録の取消し	六九〇
換地処分の実施	六九一
人事委員会	
山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	六九一
公安委員会	
遊技機の型式の検定の取消し	六九一
遊技機の型式の検定	六九一

告示

山梨県告示第五百三十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定した。

平成十五年十月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 (一) 鳥獣保護区の名称
- 積翠寺鳥獣保護区
- (二) 鳥獣保護区の区域

甲府市上積翠寺町地内の県道甲府山梨線と甲府市と山梨市の境界線との交点(太良ヶ峠)を起点とし、同所から同境界線を東、南西及び東南に進み甲府市と春日居町の境界線との接点に至り、同所から同境界線を南、西及び東南に進み甲府市善光寺町と同市横根町の尾根上の境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西に進み国有林甲府事業区と民有林の境界線との接点に至り、同所から同国有林の境界線を南西、北及び西に進み甲府市道鍛冶小路線に至る径路との交点に至り、同所から同径路を北進し同市道との接点に至り、同所から同市道を北進し甲府市道日陰北線との接点に至り、同所から同市道を北進し県道甲府山梨線との接点に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至る一団地

(三) 鳥獣保護区の存続期間

平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

(四) 鳥獣保護区の面積

九百二十九・四ヘクタール

(五) 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 鳥獣保護区の指定区分

2 身近な鳥獣生息地の保護区

3 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、甲府市の北部標高五百メートルの市街地周辺地域から、標高千二百メートルにわたる面積九百二十九・四ヘクタールの広大な地域であり、中心部には温泉地がある。

当該地区内には、クヌギ、コナラ、イロハカエデ等の広葉樹の自然林やスギ、ヒノキが植林されており、また、市街地周辺部の低標高地では、鳥類ではヒヨドリ、ムクドリ、キジバト、コジュケイ等、哺乳類ではイノシシ、タヌキ、キツネ等の里山の鳥獣が生息し、高標高地域では、アカハラ、カッコウ、センダイムシクイ等の亜高山帯の野鳥が出現する。

以上のような地域を鳥獣保護区に指定することで、鳥獣の保護を図るとともに、野鳥を誘致し、野鳥と身近にふれ合える環境の整備を図り、もって愛鳥思想の普及啓発を図るものである。

3 鳥獣保護区の管理方針

(1) 鳥獣の生息及び繁殖のために必要な巣箱、給水、給餌等の施設の設置に努める。

(2) 鳥獣保護区の指定の意義について、普及啓発に努める。

二 (一) 鳥獣保護区の名称

信玄堤鳥獣保護区

(二) 鳥獣保護区の区域

中巨摩郡竜王町竜王地内の国道二十号と高岩頭首工（竜王用水取水堰）（管理用道路との接点を起点とし、同所から同国道を南進し竜王町道西山新町線との接点に至り、同所から同町道を南進し三社神社宮ノ前新道線との接点に至り、同所から同町道を南進し竜王用水高岩沈砂池との接点（みゆき橋）に至り、同所から同沈砂池を南進し同用水一番堰と二番堰の分岐点に至り、同所から同用水二番堰を南進し三番堰との分岐点に至り、同所から同用水三番堰を南進し竜王町道上八幡実元橋線との交点に至り、同所から同町道を南進し県道白井阿原竜王線との接点に至り、同所から西に直進し釜無川を渡り同川右岸堤防に至り、同所から同堤防を北進し南アルプス市上高砂と同市下高砂の境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東に進み釜無川右岸堤防との接点に至り、同所から同堤防を北進し高岩頭首工の延長線との接点に至り、同所から同線を東進し高岩頭首工との接点に至り、同所から同頭首工を東進し起点に至る一団地

(三) 鳥獣保護区の存続期間

平成十五年十二月一日から平成二十五年十一月三十日まで

(四) 鳥獣保護区の面積

百三十二ヘクタール

(五) 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

2 鳥獣保護区の指定目的

四百数十年の歴史を持つ信玄堤周辺地域には、当時植えられたケヤキ及びエノキの大木が林立しており、釜無川左岸約三キロメートルは森林公園及びスポーツ公園が整備されソメイヨシノ、イロハカエデ、サツキ、オオムラサキツツジ等の植栽もなされており、地域住民の憩いの場として広く親しまれている。

当該地域には、シジュウカラ、ホオジロ、カワラヒワ、キジバト等の里山の鳥類が生息し、また、ケヤキの大木ではアオバズク等のフクロウ類の繁殖も確認されており、鳥類の良好なねぐら、越冬地にもなっており、また、釜無川河川敷には、イソシギ、タカブシギ、コチドリ等のシギ・チドリ類、カルガモ、マガモ等のカモ類も生息している。

哺乳類については、個体数は少ないもののキツネ、イタチ等の生息が確認されている。

当該地域は河川、河川敷、ケヤキの大木の林等、各種の異なった特色ある環境

が一体となり特に鳥類にとって良好な生息環境を形成している。

以上のような地域を鳥獣保護区に指定することで、鳥獣の保護を図るとともに、野鳥を誘致し、野鳥と身近にふれ合える環境の整備を図り、もって愛鳥思想の普及啓発を図るものである。

3 鳥獣保護区の管理方針

(1) 鳥獣の生息及び繁殖のために必要な巣箱、給水、給餌等の施設の設置に努める。

(2) 鳥獣保護区の指定の意義について、普及啓発に努める。

(一) 鳥獣保護区の名称

白須鳥獣保護区

(二) 鳥獣保護区の区域

北巨摩郡白州町地内の釜無川と神宮川との合流点を起点とし、同所から神宮川を西進し同町鳥原地内で町営林道雨乞・尾白川線との交点（神宮大橋）に至り、同所から同林道を北東に進み松山沢川との交点に至り、同所から同川を東南及び北東に進み釜無川右岸との合流点に至り、同所から同川を東南に進み起点に至る一団地

(三) 鳥獣保護区の存続期間

平成十五年十二月一日から平成二十五年十一月三十日まで

(四) 鳥獣保護区の面積

二百九十ヘクタール

(五) 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

2 鳥獣保護区の指定目的

当地区の中心に位置するサントリー白州蒸留所は、古くからバードサンクチュアリーとして野鳥保護活動に取り組んでおり、敷地内には野鳥の採餌木の植栽がなされ、巣箱、給餌台、水場等が設置される等鳥類の生息に適した環境づくりが進められている。

敷地内の、アカマツ、クヌギ及びコナラの広大な自然林では、シジュウカラ、ヤマガラ、メジロ、エナガ等の鳥類の他に、特にコゲラ、アカゲラ等の樹林地を好むキツツキ類が多く生息している。

哺乳類では、キツネ、テン、ホンドリス、アカネズミ、ヒメネズミ等の生息が確認されている。

以上のような地域を鳥獣保護区に指定することで、サントリー白州蒸留所の野鳥保護活動を支援し、それにより野鳥と身近にふれ合える環境の整備を促進する

とともに愛鳥思想の普及啓発を図るものである。

3 鳥獣保護区の管理方針

- (1) サントリーが行う野鳥保護活動を支援していく。
- (2) 鳥獣保護区の指定の意義について、普及啓発に努める。

四(一) 鳥獣保護区の名称

県立八ヶ岳少年自然の家鳥獣保護区

(二) 鳥獣保護区の区域

北巨摩郡高根町念場原地内の町道朝日ヶ丘中線と町道朝日ヶ丘上線の接点を起点とし、同所から同町道を北進し町道下念場朝日ヶ丘線との接点に至り、同所から同町道を北東に進み町道清泉寮線との接点に至り、同所から同町道を東進し沢との交点（県道高根富士見線との接点）に至り、同所から同沢を南東に進み小深沢川との合流点に至り、同所から同川を南東に進み国道百四十一号との接点（清里大橋）に至り、同所から同国道を約二百五十メートル南進し農道との接点に至り、同所から同農道を南西に進み町道朝日ヶ丘東線との接点に至り、同所から同町道を西進し町道朝日ヶ丘中線との接点に至り、同所から同町道を西進し起点に至る一団地

(三) 鳥獣保護区の存続期間

平成十五年十二月一日から平成二十五年十一月三十日まで

(四) 鳥獣保護区の面積

八十八ヘクタール

(五) 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

2 鳥獣保護区の指定目的

八ヶ岳の南麓の標高千二百メートルに位置する八ヶ岳少年自然の家は、青少年の野外活動の拠点として整備され、環境教育の一環として巣箱の設置等が進められている。

南北八百メートル、東西二百メートルの広大な敷地内にはマツムシソウ、ワレモコウ等の草花が生育する草原や、アカマツ、ミズナラ、シラカバ、リョウブ、ノリウツギ等からなる森林があり、また、イワナが生息する小川も流れている。

鳥類では、森林ではアカハラ、キビタキ等、草原ではノビタキ、ホオジロ等の亜高山帯の野鳥が多く生息し、ミソサザイ、キセキレイ等の溪流を好む種も確認されており、また、哺乳類では、キツネ、テン、ホンドリス、アカネズミ、ヒメネズミ、また、天然記念物のヤマネ等が生息しているなど多様な生物相が良好に保たれている。

以上のような地域を鳥獣保護区に指定することで、鳥獣を含めた良好な環境の保護を図るとともに自然の家が行う環境教育活動を支援し、それにより愛鳥思想の普及啓発を図るものである。

3 鳥獣保護区の管理方針

- (1) 八ヶ岳少年自然の家が行う巣箱の設置等の環境教育活動を支援していく。
- (2) 鳥獣保護区の指定の意義について、普及啓発に努める。

五(一) 鳥獣保護区の名称

社会福祉村鳥獣保護区

(二) 鳥獣保護区の区域

南アルプス市有野地内の県道竜王芦安線と南アルプス市道源六十号線との接点（塩沢入口交差点）を起点とし、同所から同市道を北西に進み南甘利山橋を経て南アルプス市道白根二十二号線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み桃源峡橋を経て葦崎市道旭七十一号線との接点に至り、同所から同市道を進み葦崎市道旭七十二号線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み葦崎市道旭七十三号線との接点に至り、同所から同市道を東進し葦崎市道旭二十五号線との接点に至り、同所から同市道を東及び北東に進み葦崎市旭町上条南割と同市大草町下条西割の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し御勅使川を渡り南アルプス市と葦崎市の境界線との接点に至り、同所から同境界線を西進し南アルプス市有野と同市六科の境界線との接点に至り、同所から同境界線を南進し山梨県立梨の実寮敷地東南端付近で同境界線と水路との交点に至り、同所から同水路を西進し南アルプス市道白根十一号線との接点に至り、同所から同市道を北進し南アルプス市道白根三十三号線との接点に至り、同所から同市道を西、北及び西に進み県道竜王芦安線との接点（芦安入口交差点）に至り、同所から同県道を西進し起点に至る一団地

(三) 鳥獣保護区の存続期間

平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

(四) 鳥獣保護区の面積

百九十一・六ヘクタール

(五) 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

2 鳥獣保護区の指定目的

当該地域の植生は、御勅使川の河川敷にはヨシ群落、タチヤナギ、イヌコリヤナギ等のヤナギ群落、その外側には保安林であるアカマツ林が広がり、アカマツ林には部分的にコナラ等の広葉樹も混生し、その周辺には果樹園及び畑地が広が

つている。

当該地域の鳥獣の生息状況は、鳥類は、御勅使川が急流なためカモ、シギ類といった水鳥の生息数は少ないが、アカマツ林及び畑地を中心にホオジロ、シジュウカラ及びメジロといった里山の鳥類が多く生息し、冬季にはカシラダカ、ベニマシコ等の姿も見受けられ、さらにこのような小型鳥類を狙う猛禽類であるツミの繁殖も記録されている等四季を通じて豊かな鳥類相を示し、獣類では、里山環境を好むキツネ、タヌキ、イタチ等の哺乳類の生息が確認されている。

また、当該地域内の社会福祉村には、県立あけぼの養護学校を始めとする医療福祉施設が設置されており敷地内には多くの緑が残されている。同養護学校では、校庭に給餌施設を設置し、野鳥とのふれあいや観察等を実施するとともにビデオ等による野鳥愛護思想の高揚を図る活動を実施しており、第九次鳥獣保護事業計画においても愛鳥モデル校の指定を受けている。社会福祉村の西（南アルプス市塩前）にはホースセラピー施設が設置されており、馬とのふれあいによる治療法が実践されている。

以上のような地域を鳥獣保護区に指定することで、鳥獣の保護を図るとともに、野鳥を誘致し、野鳥と身近にふれ合える環境の整備を図り、もって愛鳥思想の普及啓発を図るものである。

3 鳥獣保護区の管理方針

(1) 鳥獣の生息及び繁殖のために必要な巣箱、給水、給餌等の施設の設置に努める。

(2) 鳥獣保護区の指定の意義について、普及啓発に努める。

六(一) 鳥獣保護区の名称

篠井山鳥獣保護区

(二) 鳥獣保護区の区域

県有林第三 林班い₆及びろ₁小班、第四林班に及びびに₅小班並びに第六林班い₂小班

(三) 鳥獣保護区の存続期間

平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

(四) 鳥獣保護区の面積

七十七ヘクタール

(五) 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

2 鳥獣保護区の指定目的

篠井山（標高千三百九十四メートル）の山体は、フォッサマグナの堆積が先新

世以降に隆起したもので安山岩質火山砕屑岩類からなり、気候も太平洋からの影響を受けるため温暖で、山頂まで暖地性植物のヒメシヤラ、ツルグミ、ヤマグルマ等が見られる。

山頂付近には、ブナ、ミズナラ、ナツツバキ及びコミネカエデをはじめとするカエデ類が特に多く、ブナの大木の間にはアスナロ、チョウセンゴヨウ、ゴヨウツツジ、フジザクラ等の植物が広く分布している。

また、当該地域では、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカをはじめ、中型哺乳類のアナグマ、ホンドタヌキ及びノウサギ、また、小型哺乳類ではニホンリスのほか希少なトガリネズミ、ヒミズ等が確認され、鳥類では、大型猛禽類のオオタカ、サシバをはじめ、クロツグミ、メボソムシクイ等の亜高山帯に生息するものからホオジロ、カワラヒワ等の里山に住むものまで多様な鳥獣の生息が確認されている。

以上のことから県では、昭和四十八年に山梨県自然環境保全条例（昭和四十六年山梨県条例第三十八号）に基づき自然保存地区として指定し、良好な自然環境の保全を図ってきた。

さらに、平成十三年度には環境省が提唱する「生物多様性保存のための国土区分」の重要地域に指定されたところである。

現在指定されている自然保存地区をより実効性あるものとし、豊かな森林資源に生息する多様な野生鳥獣を含めた自然生態系全体の保護を図るため、鳥獣保護区として指定するものである。

3 鳥獣保護区の管理方針

(1) 鳥獣の生息及び繁殖のために必要な巣箱、給水、給餌等の施設の設置に努める。

(2) 鳥獣保護区内における捕獲等がされないよう巡視に努める。

(3) 鳥獣保護区の指定の意義について、普及啓発に努める。

山梨県告示第五百三十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条の規定により、次のとおり休猟区を指定した。

平成十五年十月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 休猟区の名称

奥御岳休猟区

2 休猟区の区域

甲府市黒平町地内の県営荒川林道と荒川との交点（上黒平橋）を起点とし、同所から同川を北東に進み精進川との合流点に至り、同所から同川を北東に進み甲府市菅御岳林道との交点（竜の平橋）に至り、同所から同林道を北進し金峰山登山道との交点に至り、同所から同登山道を東進し甲府市菅御岳林道との交点に至り、同所から同林道を北東、南及び北東に進み甲府市有林第十三林班と同第十四林班との尾根上の境界線の交点に至り、同所から同境界線を南進し荒川との接点に至り、同所から同川を南及び西に進み甲府市と東山梨郡牧丘町の境界線との接点に至り、同所から同境界線を南、東南及び南に進み県営荒川林道との交点に至り、同所から同林道を西進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十五年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで

4 面積

五百十一・二ヘクタール

二1 休猟区の名称

一宮休猟区

2 休猟区の区域

東八代郡一宮町市之蔵地内の金川に架かる市之蔵橋北詰を起点とし、同所から県道中道・塩山線を北東に進み町道中央高速側道九号線との接点に至り、同所から町道を北東に進み県営京戸林道との接点に至り、同所から同林道を南東に進み同郡一宮町と東山梨郡勝沼町の境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東に進み東八代郡一宮町、東山梨郡大和村及び同郡勝沼町の境界線との接点に至り、同所から東八代郡一宮町と東山梨郡大和村の境界線を東及び南に進み東八代郡一宮町、大月市、東山梨郡大和村及び東八代郡御坂町の境界線との接点に至り、同所から同郡一宮町と同郡御坂町との境界線を西進し金川右岸との接点に至り、同所から同川沿いに北西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十五年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで

4 面積

千三百ヘクタール

三1 休猟区の名称

鯉沢休猟区

2 休猟区の区域

南巨摩郡鯉沢町地内の国道五十二号と大柳川との交点を起点とし、同所から同川を西、北及び東に進み同町と同郡増穂町の境界線との接点（出頂ノ茶屋跡）に至り、

同所から同境界線を南及び東に進み町営清水鳥屋林道の終点に至り、同所から同林道を東進し町営長知沢林道との接点に至り、同所から同林道を北東、南東及び北西に進み町道日向長知沢線との接点に至り、同所から同町道を北西に進み農道李平線との接点に至り、同所から同農道を北西、南東、北、南西及び北に進み農道寺沢線との接点に至り、同所から同農道を東進し町道国見平長知沢線との接点に至り、同所から同町道を南進し同町道と小柳川の支流の沢との交点に至り、同所から同沢を北進し同郡鯉沢町と同郡増穂町の境界線との接点に至り、同所から同境界線を北進し畔沢川との接点に至り、同所から同川を東進し国道五十二号線との接点に至り、同所から同国道を南進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十五年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで

4 面積

千六百五十五ヘクタール

四1 休猟区の名称

瀬戸南休猟区

2 休猟区の区域

大月市七保町瀬戸地内の国道百三十九号と市道奈良子線との接点（小俣川橋北詰）を起点とし、同所から同市道を北進し奈良子部落を経て矢竹部落にて県営奈良子林道との接点に至り、同所から同林道を西進し奈良子川本沢に架かる本谷橋で石小屋沢との接点に至り、同所から同沢を北西に進み大樺ノ頭（標高千七百七十七メートル）に至り、同所から小金沢鳥獣保護区境界の三の沢を北東に進み県営真木小金沢林道との接点に至り、同所から同林道を東進し深城部落で国道百三十九号との接点に至り、同所から同国道を東南及び南に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十五年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで

4 面積

二千四百八十ヘクタール

五1 休猟区の名称

鴨沢休猟区

2 休猟区の区域

北都留郡丹波山村鴨沢地内の国道四百一十一号、東京都及び山梨県の境界線との接点を起点とし、同所から同境界線を南進し同郡小菅村と同郡丹波山村の境界線との接点（大寺山）に至り、同所から同境界線を西進し中指山三角点（標高千三百四十・六メートル）を経て追分にて登山道丹波大菩薩路との交点に至り、同所から同

登山道を北東に進み藤ダワを経て越ダワにて県道上野原丹波山線との交点に至り、同所から同県道を北進し国道四百十一号との接点に至り、同所から同国道を東進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十五年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで

4 面積

千九十三ヘクタール

六1 休猟区の名称

二十六夜山休猟区

2 休猟区の区域

南都留郡秋山村地内の県道四日市場上野原線雞鶴隧道東詰を起点とし、同所から同県道を東進し秋山村栗谷谷地内で村営栗谷林道との接点に至り、同所から同林道を南進し同林道の終点で小径との接点に至り、同所から同小径を南進し同郡秋山村と同郡道志村の境界線との接点（尾根）に至り、同所から同境界線を西進し長尾（標高千七百メートル）及び細茅ノ頭を経て都留市、同郡秋山村及び同郡道志村の境界線との接点（赤鞍ヶ岳（標高千二百九十九メートル））に至り、同所から都留市と同郡秋山村の境界線を北及び北西に進み雛鶴峠に至り、同所から同峠登山道を北東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十五年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで

4 面積

千七百十六ヘクタール

七1 休猟区の名称

吉田休猟区

2 休猟区の区域

富士吉田市赤坂地内の国道百三十七号と市道新町通り線との接点（三叉路）を起点とし、同所から同国道を北西に進み富士吉田市と南都留郡河口湖町の境界線との接点に至り、同所から同境界線を東南、北及び北東に進み霜山山頂（通称天上山、標高千三百一・七メートル）を経て市道梅久保線との接点に至り、同所から同市道を東南に進み同市白糸町内で富士急行線との交点に至り、同所から富士急行線を南西に進み市道新町通り線との交点（御姫坂踏切）に至り、同所から同市道を南西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十五年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで

4 面積
八百二十六ヘクタール

山梨県告示第五百三十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条の規定により、次のとおり銃猟禁止区域を指定した。

平成十五年十月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 銃猟禁止区域の名称

金川サイクリングロード銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

東八代郡一宮町市之蔵地内の金川に架かる市之蔵橋南詰（県道中道・塩山線）を起点とし、同所から同県道を南西に進み金川の右岸堤防と左岸堤防の中間地点から百メートル南西の地点を結んだ線との接点に至り、同所から同線を北西に進み町道市之蔵国分八幡橋線との接点に至り、同所から同町道を南西に進み金川左岸のサイクリングロードから百メートル南西の地点を結んだ線との接点に至り、同所から同線を北西及び南西に進み同線の終点に至り、同所から北に直進し笛吹川との接点に至り、同所から同川を北東に進み金川右岸のサイクリングロードから百メートル北東の地点を結んだ線との接点に至り、同所から同線を南東に進み町道市之蔵国分八幡橋線との接点に至り、同所から同町道を南西に進み金川の右岸堤防と左岸堤防の中間地点から百メートル北東の地点を結んだ線との接点に至り、同所から同線を東南に進み県道中道・塩山線との接点に至り、同所から同県道を南西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十五年十一月十五日から平成二十五年十一月十四日まで

4 面積

百九十五ヘクタール

二1 銃猟禁止区域の名称

長坂沢沢銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

北巨摩郡長坂町沢沢地内の県道茅野小淵沢葎崎線（七里岩ライン）と町道富岡南新居線の接点を起点とし、同所から同県道を北進し町道日野春小下塚川公民館線との接点に至り、同所から同町道を東進し鳩川との交点（鍛冶屋森橋）に至り、同所から同川を南進し町道北農下逸見原線との交点（逸見原橋）に至り、同所から同町

道を南及び南西に進み町道富岡南新居線との接点に至り、同所から同町道を南進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十五年十一月十五日から平成二十五年十一月十四日まで

4 面積

六十ヘクタール

三一 銃猟禁止区域の名称

帯那山高原銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

甲府市上帯那町地内の甲府市菅帯那高原牧場敷地境界線により囲まれた一団地

3 存続期間

平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

4 面積

十三・六ヘクタール

四 銃猟禁止区域の名称

大平銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

都留市と大月市の境界線上にある高畑山三角点（標高九百八十一・九メートル）を起点とし、同所から同境界線を東進し、都留市、大月市及び南都留郡秋山村との境界線の接点に至り、同所から都留市と同村との境界線を南進し高岩に至り、同所から尾根づたいに南進し東京電力株式会社都留線送電線との接点に至り、同所から同線を西進し同線第四百四号鉄塔に至り、同所から尾根づたいに北西に進み大平川との接点に至り、同所から同川を西進しザレの沢との接点に至り、同所から同沢を北東に進み市道大平線との交点（ザレの橋）に至り、同所から同市道を西進し市営鈴懸峠林道との接点に至り、同所から同林道を北西に進み都留市と大月市との境界線の交点に至り、同所から同境界線を東進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

4 面積

二百ヘクタール

五一 銃猟禁止区域の名称

羽根子銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

都留市小形山地内の市道川茂堀ノ内線と市営大棚林道との接点を起点とし、同所

から同市道を南西、南及び東に進み川茂銃猟禁止区域との境界線の接点に至り、同所から同境界線を南及び西に進み同市下谷地内で羽根子川との交点に至り、同所から同川を五十メートル北進し沢との接点に至り、同所から同沢を北西に進み同沢の最上流点に至り、同所から鬼内沢の最上流点に向って北に直進し同沢との接点に至り、同所から同沢を北西及び西に進み西入沢との接点に至り、同所から同沢を北西に進み中の久保（標高六百九十六・四メートル）に至り、同所から尾根づたいに北進し都留市と大月市との境界線の接点に至り、同所から同境界線を北東に進み小径との接点に至り、同所から同小径を南東に進み都留市庄沢地内で高川の最上流地点の北方三十メートル地点に至り、同所から志うあり沢の最上流点に向って北東に直進し大峰を経て同沢との接点に至り、同所から同沢を東進し市営大棚林道との接点に至り、同所から同林道を南東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

4 面積

百八十二ヘクタール

六一 銃猟禁止区域の名称

平岡平銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

南アルプス市塩前地内の南アルプス市道白根二十二号線と南アルプス市と韮崎市との境界線の接点を起点とし、同所から同市道を南西に進み塩沢川にかかる桃源峡橋を経て南アルプス市菅塩沢林道との接点に至り、同所から同林道を北西に進み塩沢川に架かる細川橋を経て苗敷山直下に源を発する沢との接点に至り、同所から同沢を北東に進み南アルプス市と韮崎市との境界線の交点に至り、同所から同境界線を東南、東及び東南に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

4 面積

七十七・三ヘクタール

七一 銃猟禁止区域の名称

敷島双葉中央銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

中巨摩郡敷島町亀沢地内の敷島町道大下菩提線と同町道大久保環状線との交点を起点とし、同所から同町道を南西に進み敷島町道富士塚線との接点に至り、同所から同町道を北進し北巨摩郡双葉町大塚二千七百八十六番地サントリー株式会社山梨

ワイナリーの敷地境界線の外側二百メートルの線との交点に至り、同所から同線を北東及び北に進み中巨摩郡敷島町牛匂三千八百五十九番地昇仙峡カントリークラブの敷地境界線の外側二百メートルの線との接点に至り、同所から同線を北進し菩提沢との交点に至り、同所から同沢を下流にくだり敷島町道大下菩提線との接点に至り、同所から同町道を南西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

4 面積

五十九ヘクタール

八 銃猟禁止区域の名称

笛吹川岩手銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

山梨市若手地内責明橋東詰を起点とし、同所から笛吹川左岸堤防を南西に進み若手橋東詰及び八幡橋東詰を経て亀甲橋東詰に至り、同所から亀甲橋を北西に進み県道三日市場南線との接点に至り、同所から同県道を北進し市道正徳寺紺屋三号線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み国道百四十号との接点に至り、同所から同国道を北東に進み山梨市と東山梨郡牧丘町との境界線の接点に至り、同所から同境界線を東進し責明橋西詰に至り、同所から責明橋を東進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

4 面積

八十八・九ヘクタール

九 銃猟禁止区域の名称

長沢・東井出銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

北巨摩郡高根町長沢地内の国道百四十一号と県道長沢・小淵沢線との接点を起点とし、同所から同県道を南西に進み町道北小学校玉山線との接点に至り、同所から同町道を北進し町道旭ヶ丘住宅線との接点に至り、同所から同町道を東進し町道原長沢上手原御別当線との接点に至り、同所から同町道を北進し町道玉山南線に至る車道との接点に至り、同所から東に直進し川俣川との接点に至り、同所から同川を南進し国道百四十一号との交点（月の木上橋）に至り、同所から同国道を南進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

4 面積

九十四ヘクタール

十一 銃猟禁止区域の名称

鳥原銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

北巨摩郡白州町鳥原地内の国道二十号と松山沢川との交点を起点とし、同所から同川を南西に進み町道鳥原松原線との接点に至り、同所から同町道を東南及び北東に進み町道荒田鳥原線との接点に至り、同所から同町道を北及び北東に進み農道との接点に至り、同所から同農道を北進し山道との接点に至り、同所から同山道を北に約三百メートル進み小道との接点に至り、同所から同小道を東進し車道との接点に至り、同所から同車道を北及び東に進み高圧線との交点に至り、同所から同高圧線を北西に進み流川との交点に至り、同所から同川を東進し国道二十号との交点に至り、同所から同国道を南進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

4 面積

九十七・三ヘクタール

十一 銃猟禁止区域の名称

勝山銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

南都留郡河口湖町船津地内の町道駅前線と町道百三三線との接点を起点とし、同所から同町道を西進し勝山村道二百一十号線との接点に至り、同所から同村道を南進し勝山村道五百一十号線との接点に至り、同所から同村道を南進し村道五百一十号線との交点に至り、同所から同村道を西進し南都留郡勝山村地内において勝山村道二五号線との接点に至り、同所から同村道を南進し同村と同郡鳴沢村の境界線との接点に至り、同所から同境界線を北進し国道百三十九号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み県道鳴沢河口湖線との接点に至り、同所から同県道を北東及び南に進み河口湖町道富士登山道線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道駅前線との交点に至り、同所から同町道を西進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

4 面積

三百二十ヘクタール

山梨県告示第五百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十五年十月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

一 解除に係る保安林の所在場所

北巨摩郡高根町清里字念場原三五四五の五五四（次の図に示す部分に限る。）、三五四五の四六二五、三五四五の四六二七、三五四五の四六二九、三五四五の六四九二

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（次の図は、省略し、その図面を山梨県庁及び高根町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第五百三十五号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）第四条第一項の規定による腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定（平成十五年山梨県告示第四百七十七号）は、解除する。

平成十五年十月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第五百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年十一月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 竜王芦安線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
---	---	------	-------------	----------

南アルプス市大字駒場字東山三三二番の二地先から南アルプス市大字須沢字日入倉一九番の六地先まで

新	旧	
八・七 五四・九	八・七 五四・九	六・六 一〇・五
二七二・〇	二七二・〇	二七二・〇

公 告

● 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十五年十月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 借入物品等の名称及び数量 山梨県総合的行政文書管理システム用サーバ機器等 一式
 - 2 借入物品等の仕様等
 - 3 入札説明書で定める内容等であること。
 - 4 借入期間 平成十六年一月一日から平成二十年十二月三十一日まで
 - 5 納入場所
 - 6 知事が指定する場所
- 二 一般競争入札の参加資格
 - 1 平成十五年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十五年山梨県告示第四百四十六号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
 - 2 この公告に示す借入物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。
 - 3 納入する借入物品等に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
 - 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から、山梨県物品購入等契約に係る

指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合わせ先
郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部
私学文書課文書・情報公開担当 電話〇五五 二二三 一四二二
- 2 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成十五年十一月二十一日までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの1の交付場所において交付する。
- 3 入札説明会の日時及び場所
平成十五年十一月七日午後二時 山梨県庁（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）北別館四階マルチメディアルーム
- 4 入札参加資格確認申請書の提出方法
平成十五年十一月七日から二十一日までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県総務部私学文書課文書・情報公開担当に持参すること。
- 5 入札及び開札の日時及び場所
平成十五年十二月十日午後二時 山梨県庁（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）北別館四階マルチメディアルーム
- 6 郵便による入札書の受領期限及び場所
平成十五年十二月九日午後五時までに山梨県総務部私学文書課文書・情報公開担当（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。
- 7 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、月額として見積もった金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- 8 入札の無効
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札

その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

- 1 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 2 入札保証金
免除
 - 3 契約保証金
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 4 契約書作成の要否
要
 - 5 その他
詳細は、入札説明書による。
- Summary
- 1 Nature and quantity of the products to be procured
Computer Equipment for comprehensive official documentation management system of Yamanashi Prefectural Government, 1 set
 - 2 Date and time for tender
2:00PM December 10, 2003
 - 3 Bureau in charge
Private Schools, Documents and Legislation Division, General Affairs Department,
Yamanashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1-chome Koufu-shi
Yamanashi-ken 400-8501 Japan
TEL 055-223-1412

● 貸金業者の登録の取消し

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十七条第一項の規定により、次のとおり貸金業者の登録を取消したので、同法第四十一条の規定により公告する。

平成十五年十月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 処分をした年月日 平成十五年十月二十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 甲府ファイナンス
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市朝日一丁目一番一号
 - 3 代表者の氏名 松本光司
- 三 登録番号 山梨県知事(一)第〇〇六七六号
- 四 適用条文 貸金業の規制等に関する法律第三十七条第一項第二号

● 換地処分の実施

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、
 県営圃場整備事業(小淵沢地区上笹尾工区)の換地処分を平成十五年十月一日実施した。
 平成十五年十月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十八号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成十五年十月三十日

山梨県人事委員会

委員長 坂本 宏

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)の一部
 を次のように改正する。

「冬季国体推進監

文化財指導監」を

に改める。

附則

この規則は、平成十五年十一月一日から施行する。

公安委員会

● 遊技機の型式の検定の取消し

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第十一條第一項の規定により、次のとおり遊技機の検定を取り消したので、同条第三項の規定により公示する。

平成十五年十月三十日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

検定を受けた者の氏名又は名称及び住所	型式の概要	型式の概要		検定番号
		遊技機の種類及び区分	型式名	
株式会社ミスホ 代表取締役 安藤壽雄 東京都江東区有明三丁目一番地二五	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	ミリオングッド	株式会社ミスホ	一四〇三四九
株式会社ロデオ 代表取締役 谷澤鑛次 東京都豊島区東池袋二丁目二三番一号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	サラリーマンキンタロウ	株式会社ロデオ	一四〇五二二
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番一号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	アラジンA(エース)	サミー株式会社	一四〇六二五

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十一号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六條に規定する技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九條第一項の規定により公示する。

平成十五年十月三十日

山梨県公安委員会
委員長 吉 泉 信 一

申請者氏名又は名称及び住所	型式 の概要	型式名	製造又は輸入業者名	検定番号
豊丸産業株式会社 代表取締役 永野裕豊 愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目二番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CR武王 伝説M	豊丸産業株式会社	三〇〇六九九
豊丸産業株式会社 代表取締役 永野裕豊 愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目二番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CR武王 伝説S	豊丸産業株式会社	三〇〇七二三
豊丸産業株式会社 代表取締役 永野裕豊 愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目二番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CR武王 伝説H	豊丸産業株式会社	三〇〇七二六
株式会社大一商会 代表取締役 市原高明 愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目二番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRハイパー チョコモン	株式会社大一商会	三〇〇七一八
株式会社大一商会 代表取締役	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	ハイパー	株式会社	三〇〇七三七

株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島敏博 愛知県名古屋市中川区太平通一丁目三番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CR男浜 幸日本一	株式会社高尾	三〇〇七二二
株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島敏博 愛知県名古屋市中川区太平通一丁目三番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CR男浜 幸日本一	株式会社高尾	三〇〇七二二
株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島敏博 愛知県名古屋市中川区太平通一丁目三番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CR男浜 幸日本一	株式会社高尾	三〇〇七二二
株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRサン ヨVSX	株式会社ソフィア	三〇〇七三五
株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRサン ヨVSX	株式会社ソフィア	三〇〇七三五
株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRサン ヨVSX	株式会社ソフィア	三〇〇七三〇
役員 市原高明 愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目二番地	機 規則第六条第一号イ(別表第二)	チョコッキ モンGX	大一商会	

○一 番地

一 号イ (別表
第二)
第一種特別電
動役物

2

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番